# 議案第42号 資料

上尾市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則新旧対照表 上尾市教育委員会傍聴人規則(平成13年上尾市教育委員会規則第9号)

改正案	現行
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、上尾市教育委員	第1条 この規則は、上尾市教育委員
会会議規則(昭和60年上尾市教育委	会会議規則(昭和60年上尾市教育委
員会規則第2号) 第12条第2項の規定	員会規則第2号) <u>第15条第2項</u> の規定
に基づき、上尾市教育委員会の会議(以下	に基づき、上尾市教育委員会の会議(以下
「会議」という。)の傍聴に関し必要な事	「会議」という。)の傍聴に関し必要な事
項を定めるものとする。	項を定めるものとする。
以下略	以下略

## 議案第43号 資料

上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則の一部を 改正する規則新旧対照表

上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則(平成13年 上尾市教育委員会規則第3号)

改正案				現 行			
第	1条 略			第	1条 略	ζ	
(機関等)				(機関等)			
第2条 教育委員会の所管に属する機関の所第2条 教育委員会の所管に属する機関の所							
掌事務及びその属する部又は課は、次の表 掌事務及びその属する部又は課は、次の表							
	のとおりとする。				のとおりとする。		
	機関	所掌事務	所属する部又は課		機関	所掌事務	所属する部又は課
	略	略	略		略	略	略
	図書館	上尾市図書館規則 (平成18年上尾市 教育委員会規則第 8号)第2条に規定 する業務	教育総務部		図書館	上尾市図書館規則 (昭和52年上尾市 教育委員会規則第 4号)18条に規定す る業務	教育総務部
	略	略	略		略	略	略
	略	略	略		略	略	略
	以下略			以下略			

#### 議案第44号 資料

上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を 改正する規則新旧対照表

上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則(平成22年 上尾市教育委員会規則第4号)

## 改正

#### 第1条 略

(委任事務) 第2条 教育委員会は、その権限に属する事第2条 教育委員会は、その権限に属する事

務のうち、次に掲げるものを教育長に委任 務のうち、次に掲げるものを教育長に委任 する。

(1)~(9) 略

(10) 児童手当法(昭和46年法律第73号。以 下この号において「法」という。)及び 法の施行のための埼玉県教育委員会規則 に基づく事務(市町村立学校職員給与負 担法(昭和23年法律第135号)第1条

に規定する職員に係るものに限 る。) のうち、次に掲げるもの ア~ウ略

(11) 学校職員の給与に関する条例(昭和31 年埼玉県条例第33号)及び同条例の施行 のための埼玉県教育委員会規則に基づく 事務(市町村立学校職員給与負担法第1 条 に規定する職員に係るもの に限る。) のうち、次に掲げるもの ア~ウ略

(事務の専決等)

### 第3条 略

教育委員会の会議の議決により決裁しな2 ければならない事項及び前項の規定により 教育長等の専決処理できる事項は、 別に定める。

(臨時代理)

### 第4条

前項の規定による処置については、教育長2 は、次の会議において、これを教育委員会は、次の会議において、これを教育委員会 に報告しなければならな 11

以下略

第1条 略

(委任事務)

する。

行

(1)~(9) 略

(10) 児童手当法(昭和46年法律第73号。以 下この号において「法」という。)及び 法の施行のための埼玉県教育委員会規則 に基づく事務(市町村立学校職員給与負 担法(昭和23年法律第135号)第1条及び 第2条に規定する職員に係るものに限 る。) のうち、次に掲げるもの

ア~ウ略

(11) 学校職員の給与に関する条例(昭和31 年埼玉県条例第33号)及び同条例の施行 のための埼玉県教育委員会規則に基づく 事務(市町村立学校職員給与負担法第1 条及び第2条に規定する職員に係るもの に限る。) のうち、次に掲げるもの ア~ウ略

(事務の専決等)

第3条 略

教育委員会の会議の議決により決裁しな ければならない事項及び前項の規定により 教育長等の専決処理できる事項は、教育委員 会が別に定める。

(臨時代理)

第4条

前項の規定による処置については、教育長 に報告し、その承認を求めなければならな

以下略